

令和 8 年度岡山県立高校プロモーション企画・実施及び コンテンツ制作・発信業務仕様書

1 事業の趣旨

文部科学省が令和 8 年 2 月に公表した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた『N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想』～」(以下「グランドデザイン」という)の確実な実装を図るため、このたび、県立東岡山工業高等学校、県立岡山操山高等学校の 2 校の県立高校が改革先導拠点（以下「採択校」という。）に採択された。

県立高校への進学を希望する小学生高学年、中学生、その保護者にグランドデザインの方向性や採択校の目指す姿（イメージ）を分かりやすくかつ的確に伝えるため、情報に埋もれないアピール力やインパクトのある情報発信を行うことが重要である。

このため、グランドデザインの内容・方向性、採択校の魅力をコンテンツ制作及び年間を通じた効果的な情報発信等による戦略的プロモーションにより、グランドデザインの内容・方向性、採択校の魅力等を浸透させて、グランドデザインの内容・方向性の周知・理解及び採択校が進学先に選ばれることを事業の業務目的とする。

2 業務名

令和 8 年度岡山県立高校プロモーション企画・実施及びコンテンツ制作・発信業務

3 委託期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4 契約限度額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容（企画提案）

県立高校への進学を希望する小学生高学年、中学生、その保護者にグランドデザインの内容・方向性や県教育委員会（以下「県教委」という。）が指定する採択校の取組や特色が分かりやすくかつ的確に伝えるためのコンテンツ制作及び発信に関する企画等の業務一式を提案すること。

なお、業務に必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。 (契約限度額を超えて追加費用を要するものは今回の提案書には記載しないこと。)

(1) プロモーション

グランドデザインの内容・方向性や県教委が指定する採択校の取組や特色が分かりやすくかつ的確に伝わり、志願者数増加につなげることを意識した魅力的なプロモーションを展開すること。

なお、受託者において、媒体の選定・契約・企画・制作・取材対応等の業務全般を行うこととし、必要に応じて、県と協議すること。

ア ターゲット

- ・県立高校への進学を希望する小学生高学年（11 歳～12 歳）、中学生（13 歳～14 歳）、その保護者（30～50 代）

イ 実施時期

- ・年間を通じての事業であり、期間中に複数回、話題を喚起できることが望ましい。
- ・入試時期などを最も効果的に情報発信することを念頭に、実施時期を工夫すること。ただし、開始時期は令和 8 年 10 月頃とする。

ウ メディア

- ・最も効果的な情報発信となる、メディア・手法を組み合わせる提案すること。
- ・パブリシティやソーシャルメディアなどを視野に入れた話題づくりの仕掛けも提案すること。
- ・特に、おかやま県立高校情報ナビ等の県教委が運用する SNS の積極的な活用を提案すること。

エ イベント等

- ・PR イベントや記者発表会等を行うことができること。

- ・実施にあたっては、事前に県教委に案を提出し、内容を協議の上で決定すること。

オ 広告

- ・展開する媒体について、種類、場所、素材、出稿方法等を記載するほか、その趣旨及び効果を記載すること。
- ・事業目的、評価指標を達成するために必要な広告費を見込むこと。
- ・デジタル広告を実施する場合は、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」により実施すること。また、本業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域等）やサイトへの誘導状況を分析しながら、状況に応じてターゲティングの変更等の改善策を提案すること。
- ・広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を本県に付与すること。付与することが難しい場合は、別対応策を示すこと。
- ・広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」「ブランドセーフティ」については、岡山県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

(2) コンテンツ

グランドデザインの方向性を効果的に周知し・理解を図ることができ、採択校の取組や特色を活かしたコンテンツを企画及び制作すること。

プロモーションにコンテンツを活用する場合は、5(1)アのターゲットに適した内容となるよう留意すること。

ア 動画

動画を制作・活用する場合は、次の点に留意のこと。

○テーマ

- ・グランドデザインの方向性や事業内容を中学生にも理解できるような工夫をすること。
- ・指定する採択校の取組や特色を活用して、採択校の認知向上や受験意欲の喚起等に資するものとする。
- ・採択校の取組内容や特色がストレートに伝わり、他の動画コンテンツに埋もれないような工夫を図ること。
- ・実施においては、県と受託業者が協議の上で内容を決定する。必ずしも提案のとおりとはならない点に留意すること。

○動画の長さ

- ・配信する媒体を考慮の上、最適な再生時間を提案し、県と協議の上で決定すること。
- ・長さが3分を超える場合は、視聴者維持率向上の工夫を提案すること。

○動画本数

- ・採択校ごとに動画を作成。ターゲットに応じた本数や内容（時間含む）を提案すること。

○その他

- ・動画制作の提案に当たっては、新規撮影を原則とすること。
- ・動画のファイル形式は、一般的な動画共有サービスで再生可能なものとする。
- ・動画は、県公式YouTubeチャンネル及び採択校のYouTubeチャンネルで配信する。
- ・動画を上記の県公式YouTubeチャンネル以外のソーシャルメディアで配信することが業務目的を達成するうえで有益であると考える場合は、その内容を提案すること。

イ その他のコンテンツ（上記ア以外の全て）

- ・ポスター等の制作を提案する場合は、狙いと効果を説明すること。
- ・このプロモーションをきっかけとし、より大きな広がりにつなげていくために、官民を問わず連携できるような仕掛けがある場合には提案すること。

ウ その他（著名人の起用）

- ・著名人を起用する場合は、企画上の必要性などを説明すること。
- ・著名人の起用を提案する場合は、その交渉状況を説明すること。
- ・必要となる調整等は受託者自身で行うことを原則とするが、必要に応じて県と協議すること。

(3) 事業の評価指標の設定

- ・グランドデザインや採択校の取組内容を浸透させて、採択校や県立高校が進学先に選ばれるために適切だと考える本事業における評価指標を設定し、提案すること。

(評価指標の例)

動画コンテンツ	動画再生回数
指定校のウェブサイト	閲覧ユーザー数
広告	表示回数、クリック数等

(4) P R 効果の調査、分析及び算定

- ・本業務を実施したことによる各種媒体での露出状況やアクセス数、動画の再生回数等、P R（広告）効果を細かく調査すること。

(5) 権利関係処理

業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。

利用権に期限がある場合には明示し、説明すること。その場合、利用期限は令和10年3月以降となることが望ましい。

(6) その他

- ・業務の進行に当たっては、効果的な体制（「6 制作体制」）を組み、定例会議（「8 定例会議等」）を行うなど、県との綿密な連絡体制を確保すること。
- ・県が求めた場合は実際の予算の執行状況を精算し報告すること。
- ・提案時に期間中の大まかなスケジュールを説明すること。

6 制作体制

- ・制作に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる制作責任者を置くこと。
- ・県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- ・本業務の遂行に先立ち、制作責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を県に提出し、承認を得ること。その提出書類はフォーマットを含め、受注者がすみやかに用意すること。

7 履行場所

受託者事業所内

8 定例会議等

- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議（2週間に1回程度）を開催し、スケジュールや企画内容、プロモーションの展開、予算の執行状況等について、進捗確認や県との協議を行うこととする。（オンライン開催も可。）
- ・定例会議の議事は受託者でまとめ県と共有すること。
- ・本業務に関係する企画書、計画書、実績報告、予算の執行状況など、県からの求めがあった場合は、速やかに対応し提出すること。

9 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。

なお、委託事業の実施に当たり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。

やむを得ず、委託業務を実施するに当たって、備品の取得が必要な場合にあっては、取得する備品の取得価格又は効用の増加価格は50万円を限度とし、50万円を超える備品の取得はできないものであ

ること。

(3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

(4) 業務実績報告書の主な項目は次のとおり。詳細については県が指示する。

※書類及び電子データ（PDFではなく、使用したアプリケーションによる）が必要。

○PR素材制作を行った場合に作成した書類及び電子データ

○デジタル広告を実施した場合の実績

○精算書

○評価指標の達成状況、事業全体の評価

10 精算

(1) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

(2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

11 著作権等

(1) 動画・画像など制作物の著作権は、すべて県に帰属するものとする。

また、動画共有サイトへのアップロード以外に二次使用することがある。

(2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。その場合、第三者の所有する著作権などにより使用期限や目的の制限がある場合は、事前に県に相談の上処理し、結果を明示すること。

(3) 作成したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、期間満了後は、県に引き継ぐこととする。アカウント情報などは、県の求めに応じて提供すること。

12 秘密保持

(1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

13 その他

(1) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

(2) 岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。

(4) 必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。